

奈良県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
村田 望	マッサージあいのて天理店 天理市三島町四二五―一	あいのて天理店 天理市川原城町六三七	マッサージあいのて天理店 天理市三島町四二五―一	平成二十七年三月十三日
奥野 剛志	北生駒整骨院つじまち院 生駒市辻町七五二―三 一階C	BEAuth整骨院	北生駒整骨院つじまち院	平成二十七年五月一日
中谷 耕司	なかや整骨院 橿原市石川町四一五	あすなる鍼灸整骨院	なかや整骨院	平成二十八年一月四日